

特許庁長官意見照会請求ができる期間の延長通知書

令 和 年 月 日

殿

(税関官署の長) 印

令和 年 月 日付認定手続開始通知書(開始通知番号第 号)に係る貨物について、
特許庁長官意見照会請求ができる期間を下記のとおり延長することとしたので、関税法第6
9条の17第1項の規定に基づき通知します。

記

延長内容

(1) 当初の期間末日 令和 年 月 日

(2) 延長後の期間末日 令和 年 月 日

(注) 特許庁長官意見照会請求とは、関税法第69条の17第1項の規定により、特許権、実用新案権又は意匠権に係る貨物についての認定手続が執られた場合に、当該貨物に係る権利者(特許権者、実用新案権者、意匠権者)又は当該貨物を輸入しようとする者が、一定の期間内、税関長に対し、特許発明・登録実用新案の技術的範囲又は登録意匠・類似意匠の範囲について、特許庁長官の意見を聞くことを求める制度です。

上記の認定手続開始通知書に係る貨物については、本件通知による延長後の期間末日まで、当該請求を行うことができます。